

市税の納税猶予制度のご案内

市税を一時に納付できない方のために猶予制度があります

一定の要件に該当し、納税が困難な納税者等の方に対しましては、実情を的確に把握したうえで、納税の猶予制度「徴収の猶予・換価の猶予」の対象と認められる場合があります。先ずはお電話で花巻市財務部収納課にご相談ください。

対象となる市税

個人市県民税 法人市民税 固定資産税 軽自動車税 市たばこ税
入湯税 国民健康保険税

徴収の猶予

一定の要件に該当する場合には、徴収の猶予制度があります。

要件

下記のいずれかに該当し、一時に納付又は納入することが困難であること

1 災害により財産に相当な損失が生じた場合

震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあった場合

2 ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

3 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

4 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

上記のほか、市税を一時に納付又は納入することが困難な場合には、申請による換価の猶予制度があります。

猶予が認められた場合

- ▶ 申請に基づき、1年以内の期間に限り納税の猶予を受けることができます(やむを得ない理由があると認められるときは、すでに猶予した期間とあわせて2年以内)。
- ▶ 納税の猶予が認められた期間中の延滞金について、その2分の1に相当する金額又は全額が免除されます。

なお、申請に必要な書類等、詳しくは花巻市財務部収納課にご相談ください。